

# 令和6年度 保育施設（2号認定・3号認定）入所申込みご案内

お申込み前に必ずご覧ください



## 【2号・3号認定】認定こども園・保育所・地域型保育事業

※詳しくは1ページをご覧ください。

○認定こども園（保育部分）や保育所・地域型保育事業を利用する場合、「保育を必要とする事由」に該当する方については、町への入所申込みが必要となります。

### ○入所申込みの受付期間

＜令和6年4月からの利用を希望される方＞

#### ① ~~第1期~~申請期間

~~令和5年11月1日（水）～令和5年11月17日（金）~~

#### ② ~~第2期~~申請期間

~~令和5年12月1日（金）～令和5年12月15日（金）~~

※第1期に入所申込みのあった児童は、1・2月に入所調整し1月中旬以降にお知らせします。

※第2期に入所申込みのあった児童は、1月に入所調整し2月中旬以降にお知らせします。

### ＜年度途中で随時利用を希望される方＞

・利用を希望する月の前月の5日までにお申し込みください。

（5日が土日祝日の場合は、翌開庁日まで）

※5月以降に申込みのあった児童は、入所前月（中旬）に調整しお知らせします。

○受付時間 土・日・祝日を除く、平日の8時30分～17時15分

○受付場所 本庁こども課こども支援係 または 各支所町民生活係

## さつま町

## 目 次

1. 子ども・子育て支援制度について	・・・P1
2. 教育・保育給付認定について	・・・P1
3. 保育を必要とする事由	・・・P2
4. 保育を利用できる時間	・・・P2
5. 教育・保育給付認定の有効期間	・・・P3
6. 利用手続きの流れ	・・・P4
7. 申請・利用についての注意事項	・・・P4
8. 「保育を必要とする事由」の添付書類について	・・・P5
9. 教育・保育給付認定変更に関する手続き	・・・P6
10. 利用者負担額（保育料）・副食費について	・・・P7
(1)利用者負担額の決定方法	
(2)利用者負担額の無償化	・・・P8
(3)さつま町教育・保育施設等の副食費助成事業について	・・・P9
11. 町内教育・保育施設等一覧	・・・P10

# 1. 子ども・子育て支援制度について

平成 27 年 4 月から「子ども・子育て支援制度」がはじまり、認定こども園・幼稚園・保育所等の利用する方は、居住する市町村から教育・保育の必要性に応じて「教育・保育給付認定」を受けて利用することになりました。

また、令和元年 10 月からは、子ども・子育て支援法の一部改正により、3 歳以上の子どもや非課税世帯の子ども等に対して「**幼児教育・保育の無償化**」が実施され、教育・保育施設を利用する子どもに対する負担軽減が図られています。

# 2. 教育・保育給付認定について

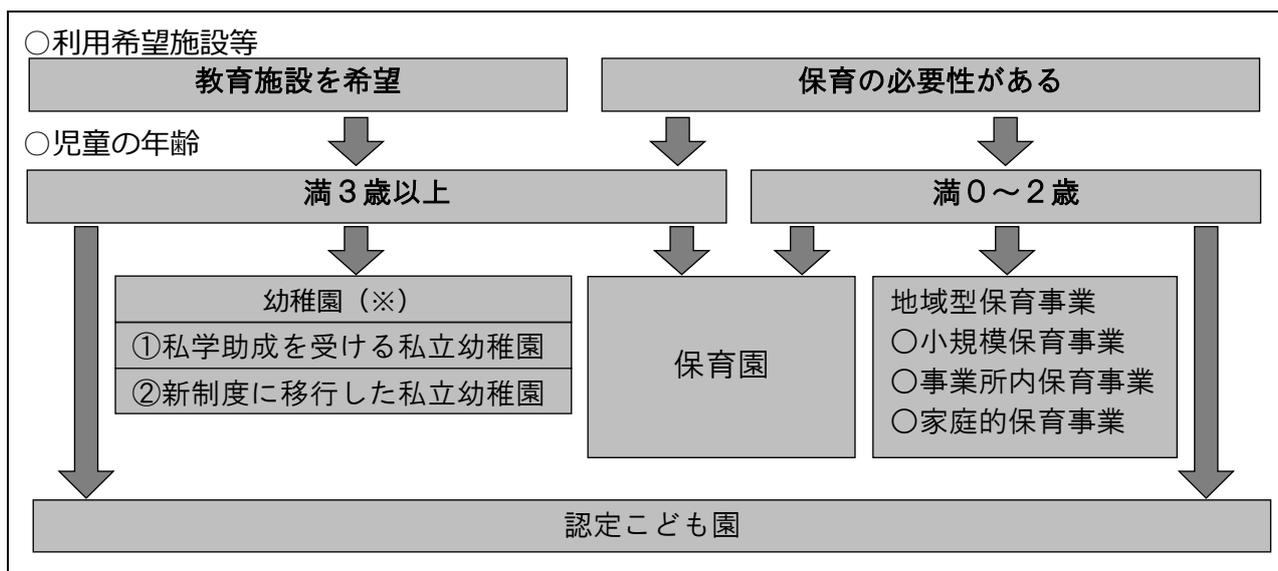
認定された区分に応じて、利用できる施設・事業が異なります。

教育施設（教育部分）の利用を希望される場合は、「1 号認定」の申請となります。

保育施設（保育部分）の利用を希望される場合は、「2 号認定」・「3 号認定」の申請となります。

教育・保育給付認定区分	年齢	保育の必要性	教育・保育時間	利用できる施設
1 号認定	満 3 歳以上	なし	教育標準時間※ (1 日 4 時間を標準)	・幼稚園 ・認定こども園
2 号認定		あり	保育標準時間 (1 日最長 1 1 時間) 保育短時間 (1 日最長 8 時間)	・保育所 ・認定こども園
3 号認定	満 3 歳未満			

利用できる教育・保育施設や事業は、次の図のようになります。



※ 満 3 歳以上で保育の必要性がある場合でも教育施設をご利用になれます。

また、令和元 10 月以降は、1 号認定の方でも保育の必要性の認定を受けることで、月額 11,300 円まで預かり保育等が無償化されます。詳しくはこども課こども支援係までお問合せください。

### 3. 保育を必要とする事由

保育認定（2号・3号認定）は、保護者全員が次のいずれかに該当することにより、家庭において必要な保育が困難である場合に認定されます。

保育を必要とする事由	保育必要量
就労（月 120 時間以上）	保育標準時間
就労（月 48 時間以上 120 時間未満）	保育短時間
妊娠・出産（産前産後期間）	保育標準時間
病気・障がい	保育標準時間・保育短時間
親族等の常時介護・看護	保育標準時間・保育短時間
災害復旧	保育標準時間
求職活動（起業準備を含む） ※最長 3 ヶ月間	保育短時間
就学（月 120 時間以上）	保育標準時間
就学（月 48 時間以上 120 時間未満）	保育短時間
児童虐待やDVのおそれがあること	保育標準時間
育児休業の間の継続利用	保育短時間

### 4. 保育を利用できる時間

保育認定は、保護者の保育を必要とする事由や就労時間等により同時に保育の必要量を認定します。

なお、保育標準時間と認定される方であっても、保育短時間認定を希望される場合は保育短時間として認定します。保育料もこの区分に応じて異なります。

区分	保育を必要とする事由の時間	保育を利用できる時間
保育標準時間	120 時間以上/月	7 時～18 時まで (最長 11 時間) / 日
保育短時間	48 時間以上 120 時間未満/月	施設が設定する 8 時間 (最長 8 時間) / 日

※保育を利用できる時間以外を利用する場合は、延長保育の対象となり、別途延長保育料を施設に支払います。

## 5. 教育・保育給付認定の有効期間

認定の有効期間は、保育を必要とする事由により異なりますので、該当する項目をご確認ください。

区分	保育を必要とする事由	認定の有効期間 (保育施設等の利用可能期間)
<b>2号認定</b> (満3歳以上)  <b>3号認定</b> (満3歳未満)	就労（月48時間以上） 病気・障がい 介護・看護 災害復旧 児童虐待・DVのおそれ	こどもの小学校就学前まで
	妊娠・出産	出産予定月を基準に前2ヶ月 出産月を基準に後3ヶ月 （こどもの小学校就学前までの方が短い場合はその期間）
	求職活動・起業準備	90日を経過する日の月末まで （こどもの小学校就学前までの方が短い場合はその期間）
	就学（日中に専修学校や職業訓練等で学ぶ場合）	卒業予定日または修了予定日の月末まで （こどもの小学校就学前までの方が短い場合はその期間）
	育児休業取得時に、すでに保育園等を利用している子どもがいて、継続利用が必要であること	出産日から1年以内 （こどもの小学校就学前までの方が短い場合はその期間）
	その他	町長が必要と認める日まで （こどもの小学校就学前までの方が短い場合はその期間）

※保育を必要とする事由に該当しなくなった場合は、有効期間は終了となります。

## 6. 利用手続きの流れ

保育所・認定こども園（保育部分）・地域型保育事業の利用を希望する場合は、以下の流れで手続きを行い、決定を受けてから利用開始となります。

### ① 教育・保育給付認定申請書を町に提出

教育・保育給付認定申請書に希望する園等を記入し、町へご提出ください。  
なお、年度途中で利用開始を希望する場合、**利用を希望する月の前月の5日までに**申請書をご提出ください。  
(例. 10月から利用希望を行う場合は9月5日までに提出ください)

### ② 町から希望施設に対して入所調整を実施

申請に基づき、町から希望園に対して入所調整を行います。  
(入所枠の空き状況によっては、第2希望以降の園となることもございます。)

### ③ 調整結果のお知らせ

入所調整結果により、保育必要時間や利用者負担額（保育料）の決定を行い、教育・保育給付認定通知書や利用者負担額決定通知書でお知らせいたします。

### ④ 入所に向けての準備

利用開始日までに園と面談等を行い、利用開始に向けて調整を行ってください。

### ⑤ 利用開始日

## 7. 申請・利用についての注意事項

**・幼児教育や集団生活になれさせるためという理由で、保育所等を利用することはできません。**

・保育を必要とする事由に該当する場合でも、申し込んだ児童が全員利用できるわけではありません。保育所等が定員に達している場合や人員配置基準を満たさないために入園を受け入れることができない場合、利用待ちをしていただくことがあります。

・育児休業明けに以前の保育所等を再び利用希望される場合には、利用調整において優先されますのでご相談ください。

・利用申込みをされる児童で、心身に障がいがある場合は、本庁こども支援係・各支所町民福祉係へ事前にご相談ください。

・さつま町外から転入後に児童の教育・保育施設の利用を希望する場合、転入前であってもさつま町へ申し込むことができます。ただし、利用開始日において保護者及び児童がさつま町に住民登録をされていない場合、教育・保育給付認定できないため、保育施設の利用の内定を取り消す場合があります。

## 8. 「保育を必要とする事由」と添付書類について

「保育を必要とする事由」に応じて、添付書類を提出してください。

保育の必要性となる事由	提出時に添付する書類
<b>就労</b> (月 48 時間以上の就労を行う方)	・ 就労証明書
<b>妊娠・出産</b> (産前 2 か月または出産後 3 ヶ月以内)	・ 保育を必要とする申立書 ・ 母子手帳の写し (出産予定日等の記載欄)
<b>病気・障がい</b> (病気等により, 通院や入院している方)	・ 保育を必要とする申立書 ・ 診断書 (様式については, お問い合わせください)
<b>親族等の常時介護・看護</b> (同居親族等の介護を行っている方)	・ 保育を必要とする申立書 ・ 診断書, ケアプラン等 (任意様式)
<b>災害復旧</b> (保護者等が被災した方)	・ 保育を必要とする申立書 ・ 罹災証明書 (任意様式)
<b>求職活動・起業準備</b> (最大 3 ヶ月以内。)	・ 求職活動起業準備申立書 ・ ハローワークカード等
<b>就学</b> (月 48 時間以上。職業訓練も含む)	・ 保育を必要とする申立書 ・ 在学証明書, 学生証等 ・ 就学時間が確認できる書類
<b>児童虐待やDVのおそれがあること</b>	・ 保育を必要とする申立書 ・ その他必要な書類
<b>育児休業の間の継続利用</b>	・ 就労証明書 ※事業主による育児休業期間の記入・証明が必要です。

## 9. 教育・保育給付認定変更に関する手続き

以下の教育・保育給付要件に当てはまる場合、手続きが必要となります。

### ①教育・保育給付認定の変更申請

- ・就労先や就労時間の変更など、保育の必要性の事由が変わった場合
- ・教育利用（1号認定）から保育利用（2号認定）へ変更を希望する場合
- ・婚姻や世帯員の転出等で世帯構成が変わった場合
- ・教育・保育給付認定保護者、対象児童の氏名や住所の変更があった場合

### ②教育・保育給付認定の取消し（終了）

- ・有効期間内に、さつま町から転出したとき
- ・教育・保育給付認定保護者が、教育・保育給付申請等について虚偽の申請を行ったとき
- ・保育の必要性の事由に該当しなくなったとき

※**保育の必要量（保育標準時間・保育短時間）の変更は、証明書類の提出のあった月の翌月1日から変更されます。**月途中の変更はできませんので、保育の必要量の変更が必要な方はお早めに証明書類等をご提出下さい。

※児童が満3歳に達する前日に3号認定から2号認定に変更となりますが、町が職権で変更するため、利用者が申請する必要はありません。

### ◆教育・保育給付認定現況届について◆

・教育・保育給付認定を受けて教育・保育施設を利用しているときは、認定の要件に合致しているかどうかと、世帯の状況等の変更が無いかの確認を行うため、11月頃に教育・保育給付認定現況届を提出していただきます。提出方法など、詳しくは時期になりましたら対象者にお知らせいたします。

現況届の提出がない場合、保育施設等の利用ができなくなる場合がありますので、必ずご提出下さい。

## 10. 利用者負担額（保育料）・副食費について

令和元年 10 月より幼児教育・保育の無償化がスタートし、3 歳以上児（3～5 歳児）クラスの利用者負担額（保育料）が無償化（無料）となりました。

### 無償化の対象者

#### ◆3 歳以上児（3～5 歳児）クラスの全ての子ども

※無償化の期間は満 3 歳になった後の最初の 4 月 1 日からです。

#### ◆0 歳児クラスから 2 歳児クラスの非課税世帯の子ども

※延長保育料、通園送迎費、食材料費、行事費などの一部の費用は保護者の皆様の負担となります。

### (1)利用者負担額の決定方法

#### **市町村民税額や世帯の状況で利用者負担額（保育料）を決定します。**

- ・利用者負担額は、世帯の市町村民税額の合計額で算定していますが、祖父母と同居している母子（父子）家庭で、父母の収入が一定額以下の場合は、家計の主宰者の税額により決定します。
- ・市町村民税所得割額を計算する場合、住宅借入金等特別税額控除、配当控除、寄附金税額控除、外国税額控除、配当割額・株式等譲渡所得割額控除は適用されません。
- ・利用者負担額は、毎年 9 月に算定年度の切り替えを行っています。そのため、4 月～8 月分は前年度分の市町村民税額を基準とし、9 月～翌年 3 月分は当年度分の市町村民税額を基準として利用者負担額を決定します。

利用者負担額は、毎年 9 月が切り替え時期となります。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
前年度の市町村民税額 に基づく利用者負担額					本年度の市町村民税額 に基づく利用者負担額						

### (2)利用者負担額の無償化

令和6年4月から、町独自の保育料軽減政策として、0～2 歳児の保育料の無償化を実施しております。町内に居住するすべての児童が対象で、無償化にかかる手続きは必要ありません。

ただし、延長保育料や副食費、通園費等は保護者負担となりますのでご注意ください。

～ 子そだてまるっと 保育料 ぜろ ～

【町独自】令和6年4月から

# 保育料の無償化が始まります！

町では、子育て世帯の経済的な負担を軽減するため、保護者の所得やこどもの人数などに関わらず、0～2歳児の保育料を無償化し、町に在住するすべてのこどもの保育料を無償化します。

(3歳児から5歳児は国の制度により無償です。)

## 対象者

町内に居住する0～2歳児で、保育認定を受けているこども。町外の施設を利用しているこどもも対象です。

## 保育料

令和6年3月まで

園児 1人目	9割負担 (1割軽減)
園児 2人目 以降	無償



令和6年4月から

園児 1人目	無償
園児 2人目 以降	無償

※延長保育料、主食・副食費、通園費等は自己負担になります。

●無償化にかかる手続きは不要です。



● 副食費について（3歳以上児（3～5歳児）が対象）

副食費（おかずやおやつ代）は、保護者の負担となり、利用している施設に直接お支払いいただきます。（各施設の副食費の金額はP11をご確認ください。）

※3歳未満児（0～2歳児）クラスは、利用者負担額（保育料）に副食費が含まれているため負担の必要はありません。

● 副食費の免除について（3歳以上児（3～5歳児）が対象）

年収360万円未満相当の世帯の児童、または第3子目以降の児童は副食費が免除となります。



(3) さつま町教育・保育施設等の副食費助成事業について

さつま町では、子育て世帯の負担軽減を図ることを目的として、令和2年度より副食費の徴収対象者に対して「**1人あたり月2,000円**」の助成を行っています。

助成対象者：さつま町に住民登録を行っている1号認定者または2号認定者で副食費の徴収対象となるこどもの保護者

助成金額：対象子ども1人あたり月2,000円

※具体的な手続きは対象者の方に別途案内いたしますが、ご不明な点はこども支援係までお問合せ下さい。

## 11. 町内教育・保育施設等一覧

### 【保育所】

施設名	住所	連絡先	受入開始月齢	利用定員	副食費※
山崎保育園	山崎 861-2	0996-56-8555	2ヶ月	40名	4,500円
佐志保育園	広瀬 1242-7	0996-53-1378	3ヶ月	50名	4,600円
太陽保育園	宮之城屋地 2115	0996-52-2551	3ヶ月	50名	4,600円
信教寺保育園	宮之城屋地 808-1	0996-53-3130	3ヶ月	60名	4,500円
上宮保育園	平川 1872-2	0996-54-2672	3ヶ月	30名	4,500円

### 【認定こども園】

施設名	住所	連絡先	受入開始月齢	定員	副食費※
幼保連携型認定こども園 つるだ同朋子ども園	鶴田 3424-18	0996-59-3074	3ヶ月	幼稚園 15名	4,500円
				保育所 50名	
あさひこども園	柏原 5183	0996-59-8675	2ヶ月	幼稚園 10名	4,800円
				保育所 40名	
認定こども園 クオラキッズ	船木 2336-1	0996-53-0335	2ヶ月	幼稚園 15名	5,200円
				保育所 60名	
宮之城聖母幼稚園 (ナーサリールームせいぼ)	虎居 1020	0996-53-0602	満2歳	幼稚園 25名	4,500円
				保育所(2号) 15名	5,500円
				保育所(3号) 5名	
恵光保育園	中津川 1986-1	0996-57-0845	2ヶ月	幼稚園 15名	4,500円
				保育所 20名	
吉祥保育園	虎居町 1779-1	0996-53-0305	2ヶ月	幼稚園 15名	4,500円
				保育所 60名	

### 【事業所内保育所】

施設名	住所	連絡先	受入開始月齢	定員	副食費※
わんぱくキッズ	船木 2311-6	0996-52-1265	2ヶ月	従業員枠 4名 地域枠 1名	

※令和5年10月1日時点の一覧になります。定員や副食費は変動する場合があります。

※副食費については3歳以上児(3~5歳児)クラスのみ負担となります。詳しくはP9をご確認ください。

## ■ 町内教育・保育施設位置図



番号	施設名	番号	施設名
①	山崎保育園	⑦	吉祥保育園
②	認定こども園クオラキッズ	⑧	上宮保育園
③	わんぱくキッズ	⑨	あさひこども園
④	信教寺保育園	⑩	幼保連携型認定こども園つるだ同朋子ども園
⑤	太陽保育園	⑪	恵光保育園
⑥	宮之城聖母幼稚園	⑫	佐志保育園

★数字の場所が施設の大まかな位置になります。



**<申請先・問い合わせ先>**

さつま町役場 こども課 こども支援係

〒895-1803 薩摩郡さつま町宮之城屋地 1565 番地 2

電話 0996-24-8940

F A X 0996-52-3514